

保護者のみなさまへ

「出席停止期間の基準」

インフルエンザは「学校において予防すべき感染症」、新型コロナウイルス感染症は5類感染症になります。感染の予防と感染拡大防止、病気の悪化を防ぐため、下記の条件を満たすまで出席停止となります。出席停止は欠席扱いにはなりません。

1 期間	<p>【インフルエンザ】 発症した後5日を経過（発症した日を0日、その翌日から1日と数えます）し、かつ解熱した後2日（解熱した後、熱が上がってこないことを確認した日が解熱0日で、その翌日からを1日と数えます）を経過するまでとなっています。発症後5日は必ず、5日を経過しても解熱後2日を経過していない場合には、必ず解熱後2日を経過するまで停止を延長します。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症】 発症した後5日を経過（発症した日を0日、その翌日から1日と数えます）し、かつ症状が軽快した後1日（解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることを確認した日を0日、その翌日を1日目とします）を経過するまで。発症後5日を経過しても、症状が軽快して1日経過していない場合は、必ず症状の軽快を確認した後1日を経過するまで停止を延長します。 無症状の場合は、医療機関での検体採取日を「発症日」の欄に記入してください。</p>
2 記入	<p>インフルエンザの「治癒報告書」及び新型コロナウイルス感染症の「出席停止期間終了報告書」については、保護者が記入してください。出席停止の期間が合っているかを確認し、登校するときには必ずこの用紙をお子さんに持たせてください。感染拡大防止の観点から、けっして早めに出てくることのないようお願いします。</p>

☆インフルエンザ

発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過している

発症 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
/	/	/	/	/	/

↑症状の出た日

解熱 0日目	1日目	2日目
/	/	/

↑解熱後、熱が上がって来ないことを確認した日

5日目がいづくなるか日を入れ確認してください

この両方をクリアしていれば登校しても大丈夫です。

☆新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過している

発症 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
/	/	/	/	/	/

↑症状の出た日

解熱 0日目	1日目
/	/

↑解熱剤を使わずに解熱し呼吸器症状が改善傾向にあることを確認した日

5日目がいづくなるか日を入れ確認してください

この両方をクリアしていれば登校しても大丈夫です。